

1. 労働者施策について

- (1) 商工会や経済団体とも連携し、業種別の就職フェアを定期的を開催して、企業と求職者のマッチングを促進するとともに、地域に密着した就職支援をすること。
- (2) 地域での雇用の維持・確保が出来るよう、雇用を促進する企業に対し、西和賀町独自の助成金を設け、地元事業者への雇用確保支援策を強化すること。
- (3) 西和賀町定住対策として、小規模且つ町内で生産している一次産業と連携できる食品メーカーを誘致出来るよう関係団体へ働きかけること。また、湯田 I C 付近に工業団地を設けられないか検討し、企業誘致を推進すること。
- (4) 空き家・空き店舗対策として、西和賀町中心部（商店街など）の空き家について、リノベーションによる店舗活用が促進するよう、支援強化を行うこと。
- (5) 行政として労働者およびその家族が幸せを感じられるようなウェルビーイングの視点を持ち、企業にはワークライフバランスを重視した働き方・福利厚生など労働環境整備への啓発・支援に努めること。特に福利厚生の充実に経費を費やせない中小企業には、補助金などの支援策を講じること。

2. 社会福祉、保健医療の拡充について

- (1) 多様な子育てニーズに対応するため、年度途中からでも学童クラブを利用できるよう受け入れ整備すること。
- (2) 西和賀町による産後ケアはあるが、つわり時にゆっくり休め、家事に関する支援制度についても整備すること。
- (3) 県内で無痛分娩が出来る病院（産婦人科）が限られており、近隣に無い事から、無痛分娩が近隣で受けられるよう、関係機関へ働きかけを行うこと。
- (4) 地元で適切な医療が受けられるよう、特に耳鼻科や小児科、産婦人科については病院数が少ない事から、これら病院の増設推進及び医師確保に努めること。
- (5) 男性の育児休業取得を促進するため、育児休業の取得期間延長や条件緩和等、取り組み具体例の情報発信を行うこと。
- (6) 子育て支援として、児童手当の支給額引き上げや、支給対象年齢の拡大を行うよう、国及び関係機関へ要望すること。

- (7) 親子で参加出来る地域イベントや交流会などの開催を促すために関係団体と連携を行うこと。
- (8) 親の介護等で労働そのものが制限されることの無いよう、介護体制の充実に努めること。
- (9) 居住支援活動として居住場所の確保だけにとどまらず、見守り業務や近隣トラブル解消なども含めた支援活動とするため、改正後の生活困窮者自立支援法においては居住支援事業として、西和賀町が居住支援法人への委託による積極的な取り組みを行うこと。
- (10) 未婚や晩婚化が少子高齢化となり、社会問題となっている事から、西和賀町が男女の出会いの場を提供し、人口減少対策や定住促進対策をより推進すること。

3. 教育の拡充について

- (1) 教職員の人手不足が改善されていないことから、学校部活動を速やかに地域移行するよう、関係機関へ働きかけること。

4. 安心、安全のまちづくりについて

- (1) 西和賀町が管轄する体育館（小・中学校含む）について、学生が部活動で使用するほか、災害時は避難所となるが、特に夏場は劣悪な環境となる事から、冷暖房機器を配備すること。

5. 公共交通について

- (1) 路線バスや地方鉄道を維持するため、西和賀町として更なる支援を行うこと。また、町外からの通学・病院等に使用できる公共交通機関が少ない事から、利用しやすい時刻となるよう関係機関への働きかけを行うこと。
- (2) 高齢者の免許返納制度が拡大され交通弱者が更に増えることが想定されることから、地域住民の日常生活を守るために、交通弱者の支援強化として、タクシーなどの公共交通利用負担について、西和賀町による支援策の新設・拡充を行うこと。
- (3) 各温泉地を巡る魅力ある観光ルートが、期間限定でも開通するよう交通事業者へ働きかけること。

以 上